

寒河江市未熟児養育医療に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 2 2 日

寒河江市長 齋 藤 真 朗

寒河江市規則第 2 4 号

寒河江市未熟児養育医療に関する規則の一部を改正する規則

寒河江市未熟児養育医療に関する規則（平成 2 5 年市規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定による医療券の再交付を受けた者は、失った医療券を発見したときは、当該医療券を速やかに市長に返還しなければならない。

様式第 4 号を次のように改める。

様式第4号（第3条関係）

養育医療券（病院・診療所用）									
公費負担者番号								交 付	年 月 日
受 給 者 番 号								年月日	
医療保険各法の種別							医療保険各法の記号及び番号		
受 療 者	氏 名								
	生年月日	年 月 日						男・女	
申 請 者	氏 名							受療者との続柄	
	住 所								
指定養育医療機関（病院・診療所）	名 称								
こ の 券 の 有 効 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで						階層区分		
							自己負担額 1ヶ月入院した場合 円		
上記のとおり決定する。 年 月 日 寒河江市長									

- （注）1. 上記自己負担額はあなたの世帯の収入により決定した自己負担額です。月の途中で養育医療を開始および終了した場合には日割り計算します。
2. 自己負担金の支払については、別途後日に、納入通知書を送付しますので、最寄の金融機関に納入通知書を提出のうえ、お支払い下さい。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第4号の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行（次項において「様式の改正等の施行」という。）の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 様式の改正等の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。